

屋外広告業の登録のてびき

— 大阪市建設局 —

目 次

- ◇ 屋外広告業の登録について
 - 1. 登録制度について 1
 - 2. 大阪市の区域内で屋外広告業を営むには . . . 2

- ◇ 大阪府の登録業者に対する特例について
 - 1. 特例の届出 3
 - 2. 特例届出事項の変更の届出 3

- ◇ 登録申請について
 - 1. 登録の申請と手数料 4
 - 2. 登録の実施とその有効期間 4
 - 3. 登録の拒否 5
 - 4. 登録事項の変更の届出 5

- ◇ 業務主任者の選任 6

- ◇ 登録（特例届出）後の注意事項
 - 1. 標識の掲示 7
 - 2. 帳簿の備付け 8
 - 3. 廃業等の届出 8

- ◇ 行政処分・罰則等
 - 1. 指導・助言・勧告 9
 - 2. 報告と検査 9
 - 3. 登録の取消し・営業の停止 9
 - 4. 罰則等 10

- ◇ その他
 - 登録簿・監督処分簿の閲覧について 11

◇ 屋外広告業の登録について

1. 登録制度について

大阪市では、平成 18 年9月に屋外広告物条例を改正し、これまでの屋外広告業の届出制度に替えて、登録制度を導入しております。

平成 19 年1月から、大阪市内で屋外広告業を営まれる方は登録が必要です。

屋外広告業とは

広告主から屋外広告物の表示又は屋外広告物の掲出物件の設置に関する工事を請け負うことを業として行う営業をいいます。

屋外広告業を営む事業者の方は、工事規模や元請・下請にかかわらず、登録が必要となります。

屋外広告業の登録は、例えば、

- 建設業者の下請で広告物の設置工事をする場合 ⇒元請・下請とも必要
- 広告物の企画や制作のみを行っている場合 ⇒不要 となります。

なお、「大阪市内で屋外広告業を営まれる方」とは、市域内に営業所を持たない方が市域内での屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を請け負う場合も含まれます。

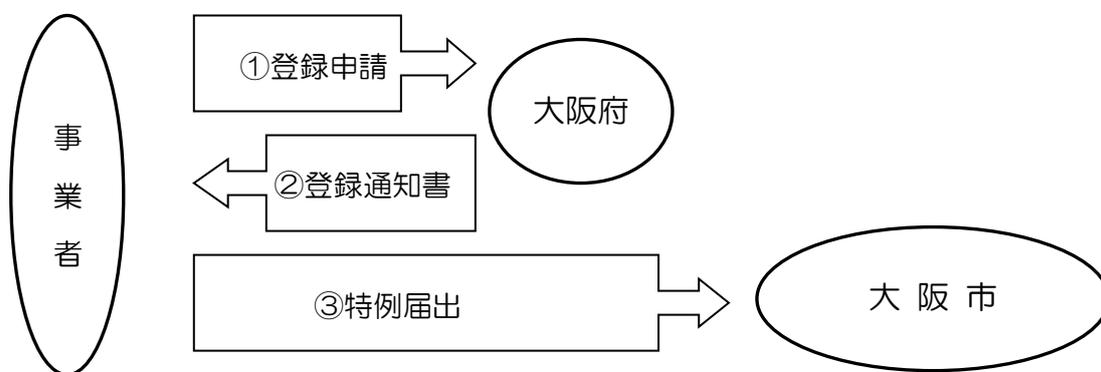
注意) 改正前の条例に基づく届出制度により、大阪市内に屋外広告業の届出をされ現に営業をされている業者の方であっても、新たに登録申請（または特例届出）が必要ですので注意してください。

2. 大阪市の区域内で屋外広告業を営むには

大阪市の区域内で屋外広告業を営むには、次の2つの方法があります。

① 大阪府の登録を受け、大阪市にその旨を届け出る→特例届出制度（p.3参照）

- 大阪府の登録を受けている業者の方は、大阪府で登録を受けたものとみなされますので、新たに大阪市の登録を受ける必要はありません。
- 大阪府の登録を受けている旨を大阪市に届け出なければなりません。
- また、大阪府の登録の更新を受けた場合、又は特例届出にかかる事項について変更があった場合は、大阪市に届け出なければなりません。
- 届出にかかる手数料は不要です。（大阪府の登録の際に手数料が必要です。）



※同様の制度が、堺市・高槻市・東大阪市・豊中市・枚方市・八尾市でも導入されています。

② 大阪市の登録を受ける（p.4参照）

- 登録の有効期間は5年間です。有効期間後に引き続き営業される場合、更新の登録を受けなければなりません。
- 登録、更新ともに手数料は10,000円です。
- 大阪市の登録は、大阪市内で営業する場合についてのみ有効です。

※大阪市の登録が、他の地方公共団体（大阪府・堺市・高槻市・東大阪市・豊中市・枚方市を含む）においてそれぞれの登録とみなされることはありませんので、それぞれの地方公共団体での登録が必要になります。また、大阪府の登録を受けると大阪市の登録は無効となります。（改めて大阪市に特例届出をしていただくこととなります。）

◇ 特例届出制度について

1. 特例の届出

大阪府の登録を受けている方が大阪市内で屋外広告業を営まれる場合、新たに大阪市の登録を受ける必要はありません。「特例屋外広告業届出書」(正副2部)に次の必要書類(1部)を添付して提出してください。

なお、この届出にかかる手数料は不要です。

特例屋外広告業届出書の添付書類一覧

添付する書類	備考
屋外広告業登録通知書の写し	大阪府発行(有効期間内のもの)
府に提出した申請書の写し (受付印が押印されているもの)	上記の登録通知書に対応したもの
業務主任者(p.6)の資格を証する書面	屋外広告士合格証書、講習会修了証書などの写し

注意) 特例の届出を郵送で提出される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

2. 特例届出事項の変更の届出

大阪府の登録の更新を受けた場合、又は特例届出にかかる事項について変更があった場合は、変更のあった日から30日以内に、「特例屋外広告業届出事項変更届出書」に変更のあった事項を記載し、必要な書類を添付して提出してください。

変更のあった届出事項と必要な添付書類一覧

変更のあった届出事項	添付書類
大阪府の登録の有効期限 (大阪府の登録を更新したとき)	大阪府の登録通知書の写し (受付印が押印されているもの) 登録申請書の写し(通知書に対応するもの)
大阪府の登録事項 (営業所・業務主任者の項目を除く)	大阪府に提出した登録事項変更届出書の写し
市内で営業する営業所の変更 市内で営業する営業所の追加・削除	登録事項変更届出書の写し
市内で営業する営業所の業務主任者の変更 市内で営業する営業所の業務主任者の追加・削除	登録事項変更届出書の写し 業務主任者の資格を証する書面

注意) 登記事項証明書等は不要です。

副本の返送を希望される場合は、2部提出し、返信用切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

◇ 登録申請について

1. 登録の申請と手数料

大阪市の登録を受けようとする場合、「屋外広告業登録申請書」に次の必要書類を添付して正副2部を提出してください。

なお、登録の申請には、10,000円の手数料が必要です。また、申請から登録までに3週間程度かかります。

屋外広告業登録申請書に添付する書類の一覧

		申請者の区分		
		法人	個人	
				未成年者
誓約書	申請者	○	○	○
	法定代理人	—	—	○（連名）
登記事項証明書（現在事項証明書・全部）		○	—	○ 法定代理人が 法人の場合
住民票（外国人登録原票）の写し または各々の記載事項証明書		—	○	○
業務主任者の資格を証する書類の写し （屋外広告士合格証書、講習会修了証書など）		○	○	○

注意）登記事項証明書・住民票（外国人登録原票）の写しは申請日前3ヶ月以内に発行されたもの（コピー可）。

これらの書類のほか、要件を確認するために、別途書類をお願いすることがあります。

申請者以外の方が申請を代行する場合は、委任状が必要です。

2. 登録の実施とその有効期間

登録申請書の提出があると、登録を拒否する場合（p.5参照）を除いて、「屋外広告業者登録簿」に登録されます。屋外広告業者登録簿は一般の閲覧に供されます。

登録が実施されると、登録番号・登録年月日・登録の有効期間を申請者に「屋外広告業登録通知書」で通知します。登録の有効期間は5年間です。

有効期間の満了後も引き続いて営業される場合は、有効期間が満了する3ヶ月前から30日前までの間に更新の登録を申請してください。もし更新の登録を受けないと、有効期間が満了した時点で登録は効力を失い、屋外広告業者登録簿からその登録が抹消されます。

注意）更新の手続きに必要な書類は初回登録と同じです。

3. 登録の拒否

次の事項に該当するときは、登録を受けることができませんので、ご注意ください。

- (1) 登録申請書やその添付書類のうち、重要な事項について虚偽の記載がある、もしくは重要な事実の記載が欠けている。
- (2) 申請者が次の事項に該当する。
 - ① 大阪市の登録の取消しの処分の日から2年を経過しない
 - ② 法人が大阪市の登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその法人の役員であった者で、その処分の日から2年を経過しない
 - ③ 営業の停止を命じられ、その期間が経過しない
 - ④ 屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない
 - ⑤ 未成年者の場合で、その法定代理人が上記①～④のいずれかに該当する
 - ⑥ 法人の場合で、その役員のうち上記①～④のいずれかに該当する者がある
 - ⑦ 営業所ごとに業務主任者を選任していない

また、登録を拒否した場合は、その旨を申請者に「屋外広告業登録拒否通知書」で通知します。

4. 登録事項の変更の届出

登録を受けたのち、登録事項に変更があった場合は、その変更のあった日から30日以内に、「屋外広告業登録事項変更届出書」に変更のあった事項を記載し、誓約書その他必要な書類を添付して提出してください。

変更のあった登録事項と必要な添付書類の一覧

変更のあった登録事項	申請者の区分		備考
	法人の場合	個人の場合	
共通 (どの場合にも必要です)	誓約書 (代表者が誓約)	誓約書 (申請者本人が誓約※)	※未成年者で法定代理人のある場合は、その法定代理人と連署してください。
商号・名称・氏名、住所	登記事項証明書	住民票の写し※	※外国籍の場合は、外国人登録原票の写し
営業所の名称・所在地の変更 営業所の追加・廃止	登記事項証明書※	—	※商業登記の変更を伴う場合のみ
業務主任者の変更 業務主任者の追加・削除	業務主任者の資格を証する書面	業務主任者の資格を証する書面	講習会修了証書等の写し 削除の場合は、誓約書のみ
法人の役員の氏名 法人の役員の追加・削除	登記事項証明書		

注意) 登記事項証明書・住民票（外国人登録原票）の写しは、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの（コピー可）。

その他必要な書類の添付をお願いする場合があります。

◇ 業務主任者の選任

屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりません。
業務主任者は、

- ① 広告物の掲出について法令の規定の遵守に関すること
- ② 広告物の設置に関する工事の適正な施工や安全の確保に関すること
- ③ 営業に関する帳簿の記載・保存に関すること

などの業務に関する総括を行います。

なお、業務主任者は、次の資格を持った方の中から選任してください。

- 屋外広告士（登録試験機関が実施する試験の合格者、経過措置により有資格者とみなされるもの）
- 都道府県・指定都市・中核市が行う屋外広告物講習会の課程修了者
改正前の条例で講習会修了者等である方は、業務主任者となる資格を有する者とみなされますので、あらためて、資格を取り直す必要はありません。
- 広告美術仕上げに関する、準則訓練修了者、職業訓練指導員免許保持者、技能検定合格者

注意）業務主任者については、必ずしもその営業所の専任の方である必要はありませんが、雇用契約等により通常勤務時間中はその事業所の業務に従事できる方でなければなりません。

◇ 登録（特例届出）後の注意事項

1. 標識の掲示

屋外広告業者は、営業を行う営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、次の様式による標識（「屋外広告業者登録票」）を掲示しなければなりません。

特例届出業者用

屋外広告業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合には、 代表者の氏名	
営業所の名称	
登録年月日及び 登録（特例届出）番号	この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名
年 月 日	
大阪府知事登録 第 号	
大阪市特例届出 第 号	

登録業者用

屋外広告業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合には、 代表者の氏名	
営業所の名称	
登録年月日 及び登録番号	この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名
年 月 日	
大阪市長登録 第 号	

注意) いずれも、たて 35cm 以上、よこ 40cm 以上で作製してください。

2. 帳簿の備付け

屋外広告業者は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに帳簿を作成し、これを営業所に備え置かなければなりません。

なお、帳簿に記載すべき事項が、磁気ディスクやCD-ROM等により確実に記録しておくことができ、必要に応じて営業所において明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができます。

帳簿は、事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。

注文者の氏名又は名称			
注文者の住所	電話番号 () —		
広告物の表示又は掲出物件の設置場所			
広告物又は掲出物件	名称 又は 種類		数量
表示又は設置の年月日			
請 負 金 額			

3. 廃業等の届出

登録を受けた（特例届出をした）後に、市内での営業を廃止する等の場合は、屋外広告業者は廃業等の日（死亡したときは、その事実を知った日）から30日以内に届け出なければなりません。

届出は、「屋外広告業廃業等届出書」に必要事項を記載し、正副2部を提出してください。

廃業等の届出事由と届出をする人

廃業等の届出事由	届出をする人
①死亡した場合	その相続人
②法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
③法人が破産により解散した場合	その破産管財人
④法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
⑤本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人、または屋外広告業者であった法人を代表する役員

注意）その他必要な書類の添付をお願いすることがあります。

なお、登録業者が上記の廃業等の届出事由に該当するにいたったときは、登録はその効力を失い、屋外広告業者登録簿からその登録が抹消されます。

◇ 行政処分・罰則等

1. 指導・助言・勧告

良好な景観の形成、風致の維持、または公衆に対する危害の防止のために、大阪市の区域内で屋外広告業を営む者（登録業者・特例届出業者に限りません）に対し、必要な指導・助言・勧告を行うことがあります。

2. 報告と検査

条例の施行に必要と認める場合、大阪市の区域内で屋外広告業を営む者（登録業者・特例届出業者に限りません）から営業について報告を求めたり、営業所その他営業に関係のある場所へ立ち入り、帳簿・書類その他の物件の検査を行ったり、その関係者に質問を行うことがあります。

3. 登録の取消し・営業の停止

登録業者・特例届出業者が、次の事項に該当するときは、市はその登録を取り消したり、6ヶ月以内の期間でその営業の全部又は一部の停止を命じたりすることがあります。

特例届出業者の場合	登録業者の場合
大阪市の登録を取り消され、取消しの日から2年を経過しない	不正の手段により屋外広告業の登録を受けた
登録の拒否（p.5）(3)②④～⑦のいずれかに該当することとなった	登録の拒否（p.5）(3)②④～⑦のいずれかに該当することとなった
届出事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をした	登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をした
営業停止命令を受け、その停止の期間が終了していない	
上記のほか、大阪市屋外広告物条例もしくは屋外広告物法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれらに基づく処分に違反した	上記のほか、大阪市屋外広告物条例もしくは屋外広告物法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれらに基づく処分に違反した
↓	↓
営業の停止	登録取消しまたは営業の停止

上記の処分がなされたときは、「屋外広告業者監督処分簿」にその内容が記載され、一般の閲覧に供されます。

また、登録業者がその登録を取り消されたときは、屋外広告業者登録簿からその登録が抹消されます。

4. 罰則等

屋外広告業を営む者（登録業者・特例届出業者に限りません）が市の条例又は条例に基づく処分に違反した場合、次のような刑罰等に処せられることがあります。また違反する行為をした場合、その行為者が罰せられるだけでなく、法人等にも罰金刑が科せられます。

罰則等	違反行為	
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金	・登録（更新の登録）を受けずに屋外広告業を営んだ	→p.4
	・不正の手段により登録（更新の登録）を受けた	→p.4
30万円以下の罰金	・営業停止の命令に違反した	→p.9
	・登録事項の変更の届出をしない、虚偽の届出をした	→p.5
20万円以下の罰金	・業務主任者を選任しなかった	→p.6
	・報告をしない、虚偽の報告をした	→p.9
	・立入検査を拒み、妨げ、忌避した	→p.9
5万円以下の過料	・質問に対して答弁せず、虚偽の答弁をした	→p.9
	・屋外広告業の廃業等の届出を怠った	→p.8
	・営業所に標識を掲げない	→p.7
	・営業所に営業に関する帳簿を備えない	→p.8
	・帳簿を記載しない、虚偽の記載をした	→p.8
	・帳簿を保存しなかった	→p.8
	・特例の届出を怠った、届出事項の変更の届出を怠った	→p.3

◇ その他

登録簿・監督処分簿の閲覧について

屋外広告業者登録簿と屋外広告業者監督処分簿は、大阪市建設局総務部管理課において、一般の閲覧に供します。

発行：大阪市建設局総務部管理課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10

ATCビル ITM棟6階

TEL 06-6615-6687

FAX 06-6615-6576

(平成31年4月発行)